

新規制基準適合性審査の進捗状況等について (発電用原子炉関係)

○概況

- ・ 新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状 . . . 2
- ・ 新規制基準適合性審査における主な審査状況（設置変更許可） . . . 4

○審査進捗状況表

- ・ 本体施設 . . . 5
- ・ 特定重大事故等対処施設 . . . 16

新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状(総括表)

令和8年10月6日 時点

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査※1				使用前確認 終了日※2	運転開始日	経過年数	廃止措置 計画認可
				申請日	設置変更 許可日	設計及び工事の 計画の認可日	保安規定 認可日				
1	日本原子力発電(株)	東海発電所	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	—	H18.6.30
2		東海第二発電所	BWR	H26.5.20	H30.9.26	H30.10.18	審査中	検査中	S53.11.28	47	—
3		敦賀発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.4.19
4			2号	PWR	H27.11.5	未申請※3	未申請	審査中	S62.2.17	39	—
5	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	H26.12.16	審査中	審査中	未申請	—	—	—	—
6	北海道電力(株)	泊発電所	1号	PWR	H25.7.8	審査中	審査中	審査中	H1.6.22	37	—
7			2号	PWR	H25.7.8	審査中	審査中	審査中	H3.4.12	35	—
8			3号	PWR	H25.7.8	R7.7.30	審査中	審査中	H21.12.22	16	—
9			東通原子力発電所	BWR	H26.6.10	審査中	審査中	審査中	H17.12.8	20	—
10	東北電力(株)	女川原子力 発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R2.3.18
11			2号	BWR	H25.12.27	R2.2.26	R3.12.23	R5.2.15	H7.7.28	31	—
12			3号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	H14.1.30	24	—
13		東通原子力発電所	建設中	—	未申請	未申請	未申請	—	—	—	—
14	東京電力HD(株)	福島第一原 子力発電所	1号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	H24.11.7に特 定原子力施設 に指定され、 実施計画 (H25.8.14認 可)等に基づき 廃炉作業中
15			2号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	
16			3号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	
17			4号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	
18			5号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	
19			6号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	
20		福島第二原 子力発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R3.4.28
21			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R3.4.28
22			3号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R3.4.28
23			4号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R3.4.28
24		柏崎刈羽原 子力発電所	1号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	S60.9.18	41	—
25			2号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	H2.9.28	36	—
26			3号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	H5.8.11	33	—
27			4号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	H6.8.11	32	—
28			5号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	H2.4.10	36	—
29			6号	BWR	H25.9.27	H29.12.27	R6.9.2	R7.2.28	H8.11.7	29	—
30			7号	BWR	H25.9.27	H29.12.27	R2.10.14	R2.10.30	H9.7.2	29	—
31	中部電力(株)	浜岡原子力 発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H21.11.18
32			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H21.11.18
33			3号	BWR	—	未申請※4	未申請	未申請	S62.8.28	39	—
34			4号	BWR	—	未申請※4	未申請※4	未申請※4	H5.9.3	33	—
35			5号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	H17.1.18	21	—
36	北陸電力(株)	志賀原子力 発電所	1号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	H5.7.30	33	—
37			2号	BWR	H26.8.12	審査中	審査中	審査中	H18.3.15	20	—
38	関西電力(株)	美浜発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.4.19
39			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.4.19
40			3号	PWR	H27.3.17	H28.10.5	H28.10.26	R2.2.27	S51.12.1	49	—
41		大飯発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R1.12.11
42			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R1.12.11
43			3号	PWR	H25.7.8	H29.5.24	H29.8.25	H29.9.1	H3.12.18	34	—
44			4号	PWR	H25.7.8	H29.5.24	H29.8.25	H29.9.1	H5.2.2	33	—
45		高浜発電所	1号	PWR	H27.3.17	H28.4.20	H28.6.10	R3.2.15	S49.11.14	51	—
46			2号	PWR	H27.3.17	H28.4.20	H28.6.10	R3.2.15	S50.11.14	50	—
47			3号	PWR	H25.7.8	H27.2.12	H27.8.4	H27.10.9	S60.1.17	41	—
48			4号	PWR	H25.7.8	H27.2.12	H27.10.9	H27.10.9	S60.6.5	41	—
49			—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	中国電力(株)	島根原子力 発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.4.19
51			2号	BWR	H25.12.25	R3.9.15	R5.8.30	R6.5.30	H1.2.10	37	—
52			3号	建設中	H30.8.10	審査中	未申請	未申請	—	—	—
53	四国電力(株)	伊方発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.6.28
54			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R2.10.7
55			3号	PWR	H25.7.8	H27.7.15	H28.3.23	H28.4.19	H6.12.15	31	—
56	九州電力(株)	玄海原子力 発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.4.19
57			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R2.3.18
58			3号	PWR	H25.7.12	H29.1.18	H29.8.25	H29.9.14	H6.3.18	32	—
59			4号	PWR	H25.7.12	H29.1.18	H29.9.14	H29.9.14	H9.7.25	29	—
60		川内原子力 発電所	1号	PWR	H25.7.8	H26.9.10	H27.3.18	H27.5.27	S59.7.4	42	—
61			2号	PWR	H25.7.8	H26.9.10	H27.5.22	H27.5.27	S60.11.28	40	—

※1 特定重大事故等対処施設に係る審査を除く。

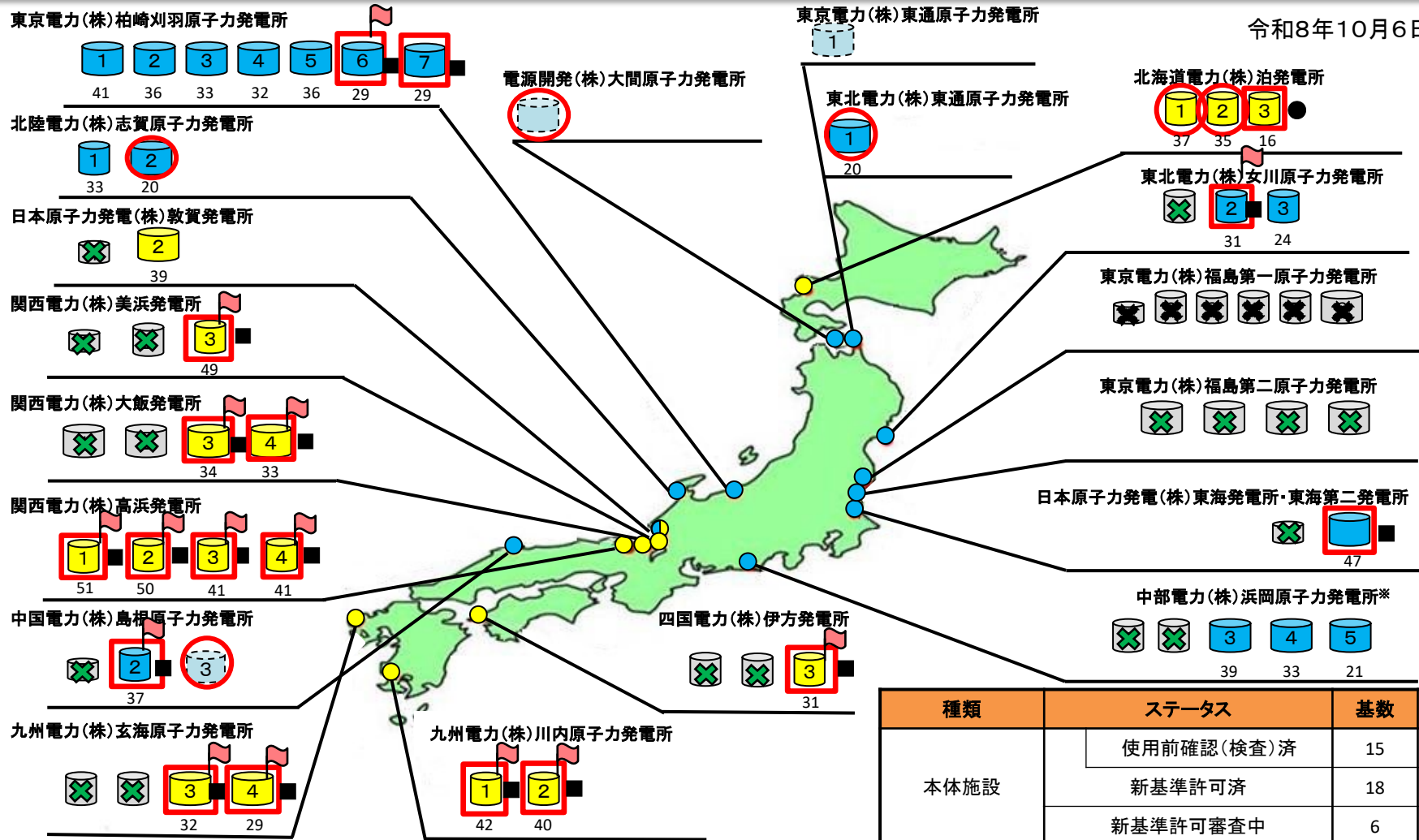
※2 令和2年4月1日以前に申請されたものについては使用前検査合格証交付日

※3 平成27年11月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書に対しては、令和6年11月13日付けで許可をしないこととする処分を行った。

※4 令和8年9月25日付けで申請の取下げがなされた。

新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状(実用炉)

令和8年10月6日時点



○凡例	○出力規模	○原子炉の種類
設備番号 30 運転年数	50万kW未満 100万kW未満 100万kW以上	沸騰水型原子炉(BWR) 17基 加圧水型原子炉(PWR) 16基 建設中の原子炉 3基

※浜岡原発3・4号に係る設置変更許可申請等については、令和8年9月25日付けで申請の取下げがなされた。

種類	ステータス	基数	マーク
本体施設	使用前確認(検査)済	15	□
	新基準許可済	18	□
	新基準許可審査中	6	○
特重施設	許可済	17	■
	許可審査中	1	●
廃止措置	認可済	18	☒
	審査中	0	☒
特定原子力施設	実施計画等に基づき廃炉作業中	6	☒

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

令和8年10月6日現在

			PWR	BWR															
			泊1, 2	島根3	東通	志賀	大間												
地震・津波	地質	・敷地の地質・地質構造	※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、 泊3号の知見を反映して審査を行う	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済												
		・敷地周辺の地質・地質構造		おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	おおむね審議済												
	地震動	・地下構造		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済												
		・震源を特定して策定する地震動			おおむね審議済		おおむね審議済												
		・震源を特定せず策定する地震動			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済												
		・基準地震動			おおむね審議済		おおむね審議済												
		・年超過確率			おおむね審議済		おおむね審議済												
	津波	・地震による津波		おおむね審議済	おおむね審議済	概要説明を聴取	おおむね審議済												
		・地震以外による津波			おおむね審議済		おおむね審議済												
		・基準津波			おおむね審議済		おおむね審議済												
		・年超過確率・砂移動			審議中		おおむね審議済												
	地盤・斜面の安定性			おおむね審議済			審議中												
火山事象		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済														
プラント	耐震設計方針		おおむね審議済	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント関係の審査については、PRA ハザードの策定、事故シー ケンスの検討等の準備に時間を要する旨の説明があった	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ 審査資料を準備するよう指示	審議中													
	耐津波設計方針		おおむね審議済			おおむね審議済													
	DB	外部 事象	・竜巻に対する設計方針			おおむね審議済	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント関係の審査については、PRA ハザードの策定、事故シー ケンスの検討等の準備に時間を要する旨の説明があった	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ 審査資料を準備するよう指示	おおむね審議済										
			・火山に対する設計方針						おおむね審議済										
			・外部火災に対する設計方針						審議中										
			・その他自然現象等に対する設計方針						おおむね審議済										
		内部火災							審議中										
		内部溢水							おおむね審議済										
		安全施設等							おおむね審議済										
	SA	有効性 評価	・炉心損傷防止			おおむね審議済													
			・格納容器破損防止							おおむね審議済									
			・使用済燃料貯蔵槽							おおむね審議済									
			・停止時							おおむね審議済									
			・シーケンス選定							おおむね審議済									
			・解析コード							おおむね審議済									
		設備・ 手順	・停止失敗時未臨界確保								おおむね審議済								
			・炉心冷却(高圧冷却、減圧、低圧冷却)									おおむね審議済							
			・最終ヒートシンク										おおむね審議済						
			・格納容器(冷却、過圧破損防止、下部注水)											おおむね審議済					
			・水素対策(格納容器、原子炉建屋)							おおむね審議済									
	・使用済燃料貯蔵槽	おおむね審議済																	
	・緊急時対策所		おおむね審議済																
	・その他(監視測定、通信連絡等)														おおむね審議済				
	・大規模損壊															おおむね審議済			
	技術的能力																おおむね審議済		
	備考																		

注) おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることもあり得る。
空欄: 未審議のもの 一部着手: 一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中: 一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

審査進捗状況表 (本体施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 1 / 2 号炉	・ ・ ・ 6
・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1 号炉	・ ・ ・ 8
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2 号炉	・ ・ ・ 10
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・ 12
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 3 号炉	・ ・ ・ 14

北海道電力(株) 泊発電所1, 2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年10月6日時点】

設計基準対象施設関係

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2019/2/22	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	
	震源を特定して策定する地震動	③	2021/10/22	
	震源を特定せず策定する地震動	②	2015/10/23	●設置許可基準規則解釈の改正に伴い、今後、標準応答スペクトルに基づく地震動評価について事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	基準地震動	②	2016/2/5	●標準応答スペクトルに基づく地震動評価の検討後に、これらを踏まえた基準地震動の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	年超過確率	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
津波(第5条)	地震による津波	③	2021/12/24	●令和3年12月24日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網羅性を含めて、自主設備とする防潮堤や防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受けたが、水位下降側の評価については、水位低下時間に着目したパラメータスタディを実施中であるとのことであった。水位上昇側の評価については、波源域を現状よりも西側に設定した場合の影響の有無についての検討が不足しているものの、防潮堤等の自主設備の損傷を考慮した場合等の津波評価の妥当性を確認できた。今後、水位低下時間に着目した評価結果の妥当性や波源域の妥当性等について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	④	2015/8/21	
	基準津波	②	2016/2/5	●日本海東縁部及び積丹半島北西沖の断層による地震の津波の評価後に、これらを踏まえた基準津波の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	年超過確率・砂移動	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	
	竜巻(第6条)	①	-	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
火山事象 (第6条)	火山事象	②	2021/10/14	●原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての実効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。令和3年10月14日の審査会合において、事業者は火山影響評価のうち主に立地評価に関する内容について説明を行った。これに対して、最新の知見も踏まえた各火山の活動履歴を網羅的に整理した上で、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行うとともに、巨大噴火の可能性評価においては、先行する他サイトの審査知見を反映し、マグマ溜まり等の地下構造に係る検討として重力異常や比抵抗等の物理探査による評価も実施するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●降下火砕物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つからなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)		①	-	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
不法な侵入(第7条)		①	-	
内部火災(第8条)		①	-	
内部溢水(第9条)		①	-	
誤操作の防止(第10条)		①	-	
安全避難通路(第11条)		①	-	
安全施設(第12条)		①	-	
全交流電源喪失(第14条)		①	-	
SFP(第16条、23条)		①	-	
RCPB(第17条)		①	-	
安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-	
監視設備(第31条)		①	-	
保安電源(第33条)		①	-	
緊急時対策所(第34条)		①	-	
通信連絡設備(第35条)		①	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目					ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等対処施設関係	有効性評価（３７条）	PRA	Lv 1		①	-		
			Lv 1. 5		①			
			停止時		①			
			地震		①			
			津波		①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①			
		解析コード			①	-		
		限界温度、限界圧力			①	-		
		炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失		①	-		
			全交流動力電源喪失		①			
			原子炉補機冷却機能喪失		①			
			原子炉格納容器の除熱機能喪失		①			
			原子炉停止機能喪失		①			
			ECCS 注水機能喪失		①			
			ECCS 再循環機能喪失		①			
			格納容器バイパス（インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損）		①			
		CV	過圧破損		①	-		
			過温破損		①	-		
			DCH		①	-		
			FCI		①			
			MCCI		①			
			水素燃焼		①	-		
		SFP	想定事故1		①	-		
			想定事故2		①			
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-		●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
			全交流動力電源喪失		①			
			原子炉冷却材の流出		①			
			反応度誤投入		①			
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通		①	-	
		1.1	44 条	ATWS		①	-	
		1.2	45 条	高圧時冷却		①		
		1.3	46 条	減圧		①		
		1.4	47 条	低圧時冷却		①		
		1.5	48 条	最終ヒートシンク		①	-	
		1.6	49 条	CV 冷却		①		
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止		①	-	
		1.8	51 条	CV 下部注水		①	-	
		1.9	52 条	CV 水素対策		①	-	
		1.10	53 条	RB 水素対策		①	-	
		1.11	54 条	SFP		①	-	
		1.12	55 条	建屋外 RI 抑制		①	-	
		1.13	56 条	水源		①	-	
		1.14	57 条	電源		①	-	
		1.15	58 条	計装		①	-	
		1.16	59 条	原子炉制御室		①	-	
		1.17	60 条	監視測定		①	-	
		1.18	61 条	緊急時対策所		①	-	
		1.19	62 条	通信連絡		①	-	
	2		大規模損壊		①	-		
共通	地質（第38条）			③	2019/2/22	●地質（第3、4条） 敷地の地質・地質構造を参照。		
	地震動（第38、39条）			②	2021/10/22	●地震動（第3、4条）を参照。		
	津波（第40条）			②	2021/12/24	●津波（第5条）を参照。		
	火災（第41条）			①	-	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中		
備 考								

※ ①審査に未着手（赤色）、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中（黄色）、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中（緑色）、 ④おおむね審査済み（灰色）
（注1）チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
（注2）設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
（注3）今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
（注4）ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年10月6日時点】

設計基準対象施設関係

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/10/2	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/10/2	
	震源を特定して策定する地震動	④	2023/12/22	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2023/8/4	
	基準地震動	④	2024/3/8	
	年超過確率	④	2024/8/30	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	④	2022/1/28	
	地震以外による津波	④	2022/9/2	
	基準津波	④	2025/11/7	
	年超過確率・砂移動	③	2026/1/16	●令和 8 年 1 月 16 日の審査会合において、事業者から、基準津波の再評価を踏まえた年超過確率について、日本原子力学会(2017)等で示されている手法、最新の知見等を踏まえて確率論的津波ハザード評価を行い、 $10^{-4} \sim 10^{-6}$ となることの説明がなされたことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。 ●今後、事業者から、基準津波の再評価を踏まえた砂移動の評価について説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
竜巻(第6条)		①	-	先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
火山事象 (第6条)	火山事象	④	2025/7/18	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)		①	-	
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
不法な侵入(第7条)		①	-	
内部火災(第8条)		①	-	
内部溢水(第9条)		①	-	
誤操作の防止(第10条)		①	-	
安全避難通路(第11条)		①	-	
安全施設(第12条)		①	-	
全交流電源喪失(第14条)		①	-	
SFP(第16条、23条)		①	-	
RCPB(第17条)		①	-	
安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-	
監視設備(第31条)		①	-	
保安電源(第33条)		①	-	
緊急時対策所(第34条)		①	-	
通信連絡設備(第35条)		①	-	
				●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目					ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
重大事故等 対処施設関係	有効性評価（37条）	PRA	Lv 1		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
			Lv 1.5		①		
			停止時		①		
			地震		①		
			津波		①		
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①		
		解析コード			①	-	
		限界温度、限界圧力			①	-	
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失		①	-	
			高圧注水・減圧機能喪失		①		
			全交流動力電源喪失		①		
			崩壊熱除去機能喪失		①		
			原子炉停止機能喪失		①		
			LOCA 時注水機能喪失		①		
	格納容器バイパス (ISLOCA)		①				
	CV	過圧破損		①	-		
		DCH		①	-		
		FCI		①	-		
		MCCI		①	-		
		水素燃焼		①	-		
	SFP	想定事故1		①	-		
		想定事故2		①	-		
	停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-		
		全交流動力電源喪失		①	-		
		原子炉冷却材の流出		①	-		
		反応度誤投入		①	-		
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	①	-	
		1.1	44 条	ATWS	①	-	
		1.2	45 条	高圧時冷却	①	-	
		1.3	46 条	減圧	①	-	
		1.4	47 条	低圧時冷却	①	-	
		1.5	48 条	最終ヒートシンク	①	-	
		1.6	49 条	CV 冷却	①	-	
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止 (FCVS)	①	-	
		1.8	51 条	CV 下部注水	①	-	
		1.9	52 条	CV 水素対策	①	-	
		1.10	53 条	RB 水素対策	①	-	
		1.11	54 条	SFP	①	-	
		1.12	55 条	建屋外 RI 抑制	①	-	
		1.13	56 条	水源	①	-	
		1.14	57 条	電源	①	-	
		1.15	58 条	計装	①	-	
		1.16	59 条	原子炉制御室	①	-	
		1.17	60 条	監視測定	①	-	
		1.18	61 条	緊急時対策所	①	-	
		1.19	62 条	通信連絡	①	-	
	2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)			④	2018/5/18		
	地震動(第38、39条)			②	2024/8/30	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2026/1/16	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
備 考					●事業者は、安全対策工事の完了時期について、令和 7 年 9 月までにプラント審査準備を完了した上での公表を目指していたが、敷地造成に関する審査会合の対応状況等を踏まえ、今後の工程の見通しを得るためには、更に1年半程度の期間(令和9年3月頃まで)を要すると令和7年8月18日に公表している。 ●令和7年11月7日の審査会合において、プラント審査については、現在、準備を進めているところであるが、まだ、説明ができる状況ではない旨、説明があった。		

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年10月6日時点】

設計基準対象施設関係

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2024/10/18	●敷地周辺の地質・地質構造については、敷地近傍(敷地から半径 5km の範囲)、敷地周辺海域(敷地から半径 5km 以遠)及び敷地周辺陸域(敷地から半径 5km 以遠)に分けて事業者が説明しているため、当該区分によって審査を行っている。 ●敷地近傍の地質・地質構造については、令和 5 年 7 月 14 日の審査会合をもっておおむね妥当な検討がなされていると評価した。 ●敷地周辺海域の地質・地質構造については、令和 5 年 5 月 12 日及び 10 月 6 日の審査会合において、事業者による海域の断層の長さ等の評価について、断層の運動に係る評価方法及びその根拠が明確でないことから再検討すること等を指摘した。 令和 7 年 3 月 21 日の審査会合において、事業者から、令和 6 年能登半島地震に係る知見として地震本部(2024)等を踏まえた断層の評価結果及び断層の運動に係る評価結果について説明を受けた。これに対し、令和 6 年 11 月に発生した石川県西方沖の地震に関連したと考えられる断層と令和 6 年能登半島地震の震源断層は同時活動していないと判断していることについて、石川県西方沖の地震は震源断層が特定されていないこと、また、令和 6 年能登半島地震により誘発されたとする知見があることも踏まえると十分な検討がなされていないことから、石川県西方沖の地震の知見の収集、整理を行った上で、再検討することを求めた。令和 7 年 12 月 26 日の審査会合において、事業者から、令和 6 年 11 月に発生した石川県西方沖の地震の震源断層は地震観測の結果等から羽咋沖西撓曲であるとの評価結果、また、羽咋沖西撓曲や羽咋沖東撓曲とそれらの周辺に分布する断層との運動に係る評価結果について説明を受けた。これに対し、羽咋沖東撓曲と海士岬沖断層帯との運動を考慮しないと評価していることについては、令和 6 年能登半島地震に係る知見等を踏まえると両断層が同時活動する可能性は十分に否定できていないことから、再検討すること等を求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。令和 8 年 4 月 3 日の審査会合において、事業者から、令和 6 年能登半島地震に係る知見等を踏まえ、羽咋沖東撓曲と海士岬沖断層帯との運動を含め、羽咋沖東撓曲や羽咋沖西撓曲とそれらの周辺に分布する断層との運動を考慮することとしたとの説明がなされたことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、おおむね審査済みとした。 ●令和 7 年 11 月 21 日の審査会合において、事業者から、敷地周辺陸域の地質・地質構造について説明がなされた。これに対し、敷地から半径 30km 範囲の各断層等の評価については、文献調査及び空中写真判読による断層等の抽出に係る考察が不足していること、抽出した断層等を「後期更新世以降の活動が認められない断層等」又は「対応する断層が認められない」と評価した根拠が不十分な断層等があることを指摘した上で、敷地周辺陸域の断層評価の全体の流れも含めて再検討することを求めた。また、富来川南岸断層と富来川断層との運動評価については、運動を考慮しないと評価した根拠が不十分であることから、改めて説明することを求めた。今後、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。 ●令和 7 年 12 月 26 日の審査会合において、令和 7 年 12 月 23 日に国土地理院から公表された能登半島北部などの活断層図を踏まえた評価について、今後、説明するよう求めた。令和 8 年 4 月 3 日の審査会合において、事業者から、同活断層図に係る地質調査計画の概要について説明がなされた。これに対し、調査結果がまとまり次第、敷地周辺陸域の地質・地質構造において説明するよう求めた。	
	敷地周辺の地質・地質構造	③	2026/4/3		
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2025/4/11	●震源を特定して策定する地震動に関し、令和 4 年 9 月 16 日の審査会合において指摘したとおり、福浦断層による地震動評価については、同断層と施設との距離が近いことから、今後、同断層の断層長等の評価を踏まえ、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。	
	震源を特定して策定する地震動	①	-		
	震源を特定せず策定する地震動	④	2025/9/12		
	基準地震動	①	-		
	年超過確率	①	-		
	地盤・斜面の安定性	①	-		
	耐震設計方針	①	-		
津波(第5条)	地震による津波	②	2026/10/2	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和 8 年 6 月 12 日の審査会合において、事業者から、津波評価に係る審査資料の記載の誤りにについて説明がなされた。これに対し、事象発生の原因、再発防止策及びその水平展開結果、審査資料の品質管理方法について説明するよう求めた。令和 8 年 10 月 2 日の審査会合において、事業者から、津波評価に係る審査資料の記載の誤りにについて、事象発生の原因究明、再発防止策の策定及び策定した再発防止策の水平展開について適切に行われていることの説明があり、その内容を確認した。これに対し、今後は適正な審査資料を作成するよう申し伝えた。 ●令和 8 年 6 月 12 日の審査会合において、地震による津波のうち海域活断層による津波の評価の概要について説明を受けた。これに対し、津波評価の前提となる津波防護方針が当初申請から大きく変更されていることから、津波防護方針の全体像について説明することを求めた。特に、先行サイトの実績や本サイトでの特徴を踏まえ、津波影響軽減施設としている波除堤等に期待する機能・効果を整理した上で、津波防護施設及び津波影響軽減施設の関連条文への適合性に係る論点について説明することを求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
	地震以外による津波	①	-		
	基準津波	①	-		
	年超過確率・砂移動	①	-		
	耐津波設計方針	①	-		
	竜巻(第6条)		①		-
	火山事象 (第6条)	火山事象	④		2025/2/21
火山事象に対する設計方針		①	-		
外部火災(第6条)		①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-		
不法な侵入(第7条)		①	-		
内部火災(第8条)		①	-		
内部溢水(第9条)		①	-		
誤操作の防止(第10条)		①	-		
安全避難通路(第11条)		①	-		
安全施設(第12条)		①	-		
全交流電源喪失(第14条)		①	-		
SFP(第16条、23条)		①	-		
RCPB(第17条)		①	-		
安全保護回路(第24条)		①	-		
原子炉制御室(第26条)		①	-		
監視設備(第31条)		①	-		
保安電源(第33条)		①	-		
緊急時対策所(第34条)		①	-		
通信連絡設備(第35条)		①	-		
				●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目					ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等 対処施設関係	有効性評価（37条）	PRA	Lv 1		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
			Lv 1.5		①	-		
			停止時		①	-		
			地震		①	-		
			津波		①	-		
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①	-		
		解析コード			①	-		
		限界温度、限界圧力			①	-		
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失		①	-		
			高圧注水・減圧機能喪失		①	-		
			全交流動力電源喪失		①	-		
			崩壊熱除去機能喪失		①	-		
			原子炉停止機能喪失		①	-		
			LOCA 時注水機能喪失		①	-		
			格納容器バイパス (ISLOCA)		①	-		
		CV	過圧破損		①	-		
			DCH		①	-		
			FCI		①	-		
			MCCI		①	-		
			水素燃焼		①	-		
		SFP	想定事故1		①	-		
			想定事故2		①	-		
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-		
			全交流動力電源喪失		①	-		
			原子炉冷却材の流出		①	-		
			反応度誤投入		①	-		
		設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	①		-
			1.1	44 条	ATWS	①		-
			1.2	45 条	高圧時冷却	①		-
			1.3	46 条	減圧	①		-
			1.4	47 条	低圧時冷却	①		-
			1.5	48 条	最終ヒートシンク	①		-
			1.6	49 条	CV 冷却	①		-
			1.7	50 条	CV 過圧破損防止 (FCVS)	①		-
			1.8	51 条	CV 下部注水	①		-
			1.9	52 条	CV 水素対策	①		-
			1.10	53 条	RB 水素対策	①		-
	1.11		54 条	SFP	①	-		
	1.12		55 条	建屋外 RI 抑制	①	-		
	1.13		56 条	水源	①	-		
	1.14		57 条	電源	①	-		
	1.15		58 条	計装	①	-		
	1.16		59 条	原子炉制御室	①	-		
	1.17		60 条	監視測定	①	-		
	1.18		61 条	緊急時対策所	①	-		
	1.19		62 条	通信連絡	①	-		
	2		大規模損壊	①	-			
共通	地質 (第38条)			④	2024/10/18	●地質 (第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。		
	地震動 (第38、39条)			②	2025/9/12	●地震動 (第3、4条)を参照。		
	津波 (第40条)			②	2026/10/2	●津波 (第5条)を参照。		
	火災 (第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
備 考								

※ ①審査に未着手 (赤色)、 ②一部説明聴取済 & コメント回答の審査中 (黄色)、 ③一通り説明聴取済 & コメント回答の審査中 (緑色)、 ④おおむね審査済み (灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年10月6日時点】

審査項目			ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③⇒④	2025/10/31	●令和5年10月20日の審査会合において、シーム S-11 全体として規則第三条への適合性を示すため、敷地内の評価範囲を見直すこと、当該評価範囲において調査を行った上で後期更新世以降の活動性有り／無しの指標を定めること、調査は段階的に行うこと、活動性有り／無しの指標に基づき活動性有りとする範囲について工学的対処を行うこと等の説明がなされた。これに対して、審査の手戻りがないように、段階的に検討を進めていくこと、具体的には、 ・活動性有り／無しを区分するための指標作成に当たり、後期更新世以降の堆積物に変位を与えている箇所及び後期更新世以降の活動性が否定されている箇所のそれぞれ1箇所の調査等に基づき、どのような指標を設定するかを検討すること(第一段階) ・第一段階で実施した2箇所に加え、比較箇所を拡充した調査等の実施、及びその結果を踏まえて第一段階で抽出した指標の確度の十分性を検討すること(第二段階) ・第一段階及び第二段階を踏まえ、追加調査の必要性を検討した上で、活動性有り／無しの指標の確度の十分性、活動性有り／無しの範囲を検討すること(第三段階) ・第一段階から第三段階を踏まえ、工学的措置を講じる範囲を検討すること(第四段階) を求め、まずは第一段階の検討に資する調査結果を示すよう求めた。 ●令和6年3月1日の審査会合において、シーム S-11 の活動性評価のための指標の設定に関する第一段階の検討結果について説明がなされた。これに対して、調査結果に基づき事業者から示された指標(①条線②CT 画像観察③薄片観察④SEM 観察)については、活動性を判断する根拠となり得る理由について追加的な説明が必要であること、また、第二段階の検討結果に、シーム S-11 の周辺岩盤等の評価結果も追加することを求めた。 ●令和6年6月28日の審査会合において、シーム S-11 の活動性評価のための指標の設定に関する第二段階の検討結果について説明がなされた。これに対して、調査結果に基づき事業者から示された3つの判断基準(判断基準1(周辺岩盤の風化の程度)、判断基準2(変位方向)、判断基準3(鉱物の産状))のうち、判断基準2及び判断基準3については、調査地点ごとに状態が異なることから、敷地内の共通の判断基準とすることは困難であり、その適用範囲について見直しが必要であること、並びに判断基準1については、これを今後の判断基準の主軸とした上で、変位・変形の有無と風化の程度との関係について更なるデータ拡充を求めるとともに、第三段階の検討結果の提示を求めた。 ●令和7年1月24日の審査会合において、第三段階の検討結果として、周辺岩盤の風化の程度を判断基準の主軸とした上で、風化の程度の判断に用いる指標(色調、硬さ及び岩石組織)により強風化部、弱風化部、新鮮部の3つに区分し、弱風化部内に変状ありと活動なしの境界を設定する方針とすることについて説明がなされた。これに対して、判断指標の評価結果を踏まえると、弱風化部の範囲を設定するためには大幅なデータの拡充が必要となり、相当な時間を要すると考えられることから、変状ありと活動なしの境界を新鮮部内で設定することも含め、改めて第三段階の検討結果の説明を求めた。 ●令和7年6月13日の審査会合において、シーム S-11 の変状ありと活動なしの境界については、新鮮部内で設定する方針とすることについて説明がなされた。これに対して、新鮮部と判定するために設定する判定指標については、現在取得しているデータのうち一部のデータに基づく内容しか示されなかったことから、更なるデータの整理を行い、新鮮部内で確実に境界を設定できるよう基準値を設定するよう求めた。その上で、シーム S-11 については工学的対処を講じる方針としていることから、工学的対処を講じる範囲についても確認する必要があるため、第四段階の「工学的対処の考え方及び範囲」と併せて説明するよう求めた。 ●令和7年10月31日の審査会合において、事業者から、シーム S-11 の変状ありと活動なしの境界設定に用いる判定指標の基準値についてデータを拡充した上で設定したこと、この基準値を用いて変状ありと活動なしの境界を設定したこと、工学的対処を講じる範囲の考え方について説明がなされ、それらの内容について、おおむね理解した。なお、工学的対処を講じるに当たり、判定指標については、今後の工事において、特異な値が確認される可能性もあることから、その際には個別に判断すること、変状ありと活動なしの境界については、重要施設付近では風化部と新鮮部が近接している箇所もあることから、施設との離隔を確保すること、工学的対処を実施する際には、工学的対処を講じた範囲の妥当性を後段規制で確認することができるよう、記録を保存することを求めた。 ●令和7年11月20日に、規制庁職員による現地確認を行い、シーム S-11 の変状ありと活動なしの境界設定に用いたボーリングコアや、工学的対処を講じる範囲の確認を行い、審査会合で説明のあった内容と相違がないことを確認した。 ●令和8年9月10日及び11日に、原子力規制委員会委員による現地調査を行い、シーム S-11 の変状ありと活動なしの境界設定に用いたボーリングコア、工学的対処を講じる範囲及び露頭の確認を行い、審査会合で説明のあった内容と相違がなく、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、おおむね審査済みとした。
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/11/20	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/12/18	
		震源を特定して策定する地震動	④	2025/3/14	
		震源を特定せず策定する地震動	④	2024/9/6	
		基準地震動	④	2025/5/16	
		年超過確率	④	2025/12/5	
		地盤・斜面の安定性	①⇒③	2026/7/24	●令和8年7月24日の審査会合において、事業者から、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る評価方針について説明がなされた。これに対して、評価方針は理解したので、当該方針に基づく評価結果を説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		耐震設計方針	②	2026/6/9	●令和7年6月26日の審査会合において、耐震性の強化として原子炉建屋の外壁を部分的に増厚することによる偏心等の影響について説明するよう求めた。これに対して、令和8年6月9日の審査会合において、事業者から、原子炉建屋の外壁増厚の影響確認方針について説明を受けるとともに、今後、地震応答解析評価により偏心等の影響を説明する予定であることの説明がなされた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	津波(第5条)	地震による津波	④	2021/12/24	
		地震以外による津波	④	2018/6/8	
		基準津波	④	2024/11/29	●令和8年6月9日のプラント側の審査会合において、事業者から、貯留堰の位置及び構造を変更するなどの説明があった件に関し、令和8年6月18日の面談において、事業者から、基準津波及び砂移動への影響について、準備が出来次第、説明する旨の申し出があった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		年超過確率・砂移動	④	2025/8/1	
		耐津波設計方針	②	2026/6/9	●令和8年3月26日の審査会合において、事業者から、耐津波設計の基本方針の全体概要について説明がなされた。これに対し、入力津波の評価結果等の検討中の事項を確定させた上で、改めて全体を説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	火山事象 (第6条)	竜巻(第6条)	④	2026/3/26	
		火山事象	④	2026/2/27	
		火山事象に対する設計方針	①⇒④	2026/9/10	●令和8年9月10日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	外部火災(第6条)		①⇒③	2026/8/18	●令和8年8月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、漂流船舶の火災・爆発の影響評価において考慮する船舶の設定について、敷地周辺において漂流が想定される外国籍の船舶を包絡したものとなっているかが示されていないため、設定した船舶の妥当性について説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①⇒④	2026/8/18	●令和8年8月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	不法な侵入(第7条)		④	2026/4/28	
	内部火災(第8条)		③	2026/8/18	●令和8年2月12日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、火災の影響軽減のための対策において、火災区域の境界を構成するものとして先行審査実績のない鋼板コンクリートを採用するとしているが、当該鋼板コンクリートが3時間の耐火性能を有することについて、具体的根拠をもって説明するよう求めた。これに対して、令和8年7月9日の審査会合において、事業者から、審査会合における指摘を踏まえ、当該鋼板コンクリートについて火災耐久試験を実施し、3時間以上の耐火能力を有していることを説明する予定である旨の説明があった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	内部溢水(第9条)		①⇒④	2026/8/18	●令和8年8月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	誤操作の防止(第10条)		④	2026/4/28	
	安全避難通路(第11条)		④	2026/4/28	
	安全施設(第12条)		①⇒④	2026/8/18	●令和8年8月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	全交流電源喪失(第14条)		①⇒④	2026/7/9	●令和8年7月9日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	SFP(第16条、23条)		①	-	●令和7年6月26日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。現時点において論点はない今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	RCPB(第17条)		①	-	
	安全保護回路(第24条)		④	2026/4/28	
	原子炉制御室(第26条)		①⇒④	2026/8/18	●令和8年8月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。
	監視設備(第31条)		①	-	●令和7年6月26日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	保安電源(第33条)		①⇒④	2026/7/9	●令和7年6月26日の審査会合において、電線路の物理的分離に関して、他の回線と近接・交差する箇所で、万が一送電線事故が発生した場合でも、発電所へ電力供給が可能であることについて説明するよう求めた。これに対して、令和8年7月9日の審査会合において、事業者から、近接箇所については送電線を移設し、交差箇所については送電線を地中化すること等により、物理的分離を確保する旨の説明がなされた。現時点において論点はない。
	緊急時対策所(第34条)		①	-	●令和7年6月26日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	通信連絡設備(第35条)		①	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目					ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価（37条）	PRA	Lv 1			④	2025/9/18		
		Lv 1.5			④			
		停止時			④			
		地震			③	2025/10/28		
		津波			③			
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			③	2025/11/11	●令和7年11月11日までの審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、地震ハザード及び津波ハザードの審査状況を踏まえた影響の有無について改めて説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。		
	解析コード			①	-			
	限界温度、限界圧力			①				
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失			③		2026/4/28	
		高圧注水・減圧機能喪失			③	2026/2/24		
		全交流動力電源喪失			③	2026/6/9		
		崩壊熱除去機能喪失			③	2026/6/9		
		原子炉停止機能喪失			①⇒③	2026/7/9		
		LOCA 時注水機能喪失			③	2026/4/28		
		格納容器バイパス (ISLOCA)			①⇒③	2026/8/18		
	CV	過圧破損			①⇒③	2026/8/18		
		DCH			①⇒③	2026/9/10		
		FCI			①⇒③			
		MCCI			①⇒③			
		水素燃焼			①⇒③	2026/8/18		
	SFP	想定事故1			①	-		
		想定事故2			①	-		
	停止時	崩壊熱除去機能喪失			①	-		
		全交流動力電源喪失			①	-		
		原子炉冷却材の流出			①	-		
		反応度誤投入			①	-		
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通		②	2026/6/9	●令和7年6月26日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。 ●令和7年12月16日の審査会合において、事業者から、有効性評価の基本的な考え方について説明がなされた。これに対し、燃料の代表条件について、段階的にフル MOX まで移行することを踏まえても適切な設定がなされていることを改めて整理して説明するよう求めた。これに対し、令和8年2月12日の審査会合において、ウラン燃料と MOX 燃料の混在炉心についても考慮して代表条件を設定している旨の説明がなされた。引き続き、事業者から個別の有効性評価について説明を受け、内容を確認していく。 ●令和8年2月24日の審査会合において、事業者から、大間の特徴である電動機駆動ポンプを用いた代替高圧注水系の対策の有効性、並びに炉心損傷防止対策の有効性評価(高圧・低圧注水機能喪失、高圧注水・減圧機能喪失及び LOCA 時注水機能喪失)について説明がなされた。これに対し、有効性評価の対策が先行審査実績と大きく異なっていることから、各対策を採用した理由も含めて重大事故等対策の全体像を整理して説明すること等を求めた。これに対して、令和8年4月28日の審査会合において、事業者から、大間の重大事故等対策の全体像等について説明がなされた。これに対し、大間の特徴が網羅的に示されていないことから、改めて全体像を整理して説明することを求めた。これに対して、令和8年6月9日の審査会合において、事業者から、炉心の露出による燃料被覆管の破裂を回避すること等を目標とし、このために電動機駆動ポンプを用いた代替高圧注水系の対策を整備していること等の大間の特徴を踏まえた重大事故等対策の全体像について説明がなされた。引き続き、事業者から個別の対策について説明を受け、内容を確認していく。 ●令和8年6月9日の審査会合において、事業者から、炉心損傷防止対策の有効性評価(全交流動力電源喪失及び崩壊熱除去機能喪失)について説明がなされた。これに対し、有効性評価のうち全交流動力電源喪失において、解析条件では、交流電源は24時間使用できないものとし、事象発生から24時間後に常設代替交流電源設備(空冷式ディーゼル発電機)によって電源供給を開始するとしている一方で、空冷式ディーゼル発電機の冷却系には24時間前から電源供給し待機状態とするなど、空冷式ディーゼル発電機の待機状態の想定について説明に矛盾があるため、整理して説明することを求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●令和7年6月26日の審査会合において、大間が電源開発(株)にとって初めて運転する原子炉施設となることから、重大事故等の対処のために必要となる技術的能力について詳細に説明するよう求めた。これに対して、令和8年4月28日の審査会合において、事業者から、重大事故等の対処のために必要となる技術的能力の共通事項について、先行審査実績と比較・整理し、大間における方針が先行実績と同等であることから、原子炉施設を初めて運転すること起因する課題はない旨の説明がなされた。これに対し、原子炉施設が完成していないために実機での検証や模擬による所要時間の確認を行うことができない手順について、その実現可能性を個別の手順等において詳細に説明すること等を求めた。引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●令和7年6月26日の審査会合において、中央制御室の居住性に関して、原子炉建屋ブローアウトパネルの設計について、先行審査実績と異なり、当該ブローアウトパネルとブローアウトパネル閉止装置を一体化し、マグネット(永久磁石)によりパネルを固定する設計としていることから、設計成立性の見通しを整理して説明すること等を求めた。これに対して、令和8年8月18日の審査会合において、試験結果等を踏まえた設計成立性の見通し等について説明がなされた。これに対し、設計成立性の見通しを得るために実施した試験の試験条件、試験体、試験方法等について、詳細に説明すること等を求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		1.1	44 条	ATWS		①⇒③	2026/7/9	
		1.2	45 条	高圧時冷却		②	2026/8/18	
		1.3	46 条	減圧		②	2026/9/10	
		1.4	47 条	低圧時冷却		②	2026/8/18	
		1.5	48 条	最終ヒートシンク		②	2026/9/10	
		1.6	49 条	CV 冷却		②	2026/9/10	
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止 (FCVS)		①⇒②	2026/9/10	
		1.8	51 条	CV 下部注水		①⇒②	2026/9/10	
		1.9	52 条	CV 水素対策		①⇒②	2026/9/10	
		1.10	53 条	RB 水素対策		①⇒②	2026/9/10	
1.11		54 条	SFP		①	-		
1.12		55 条	建屋外 RI 抑制		①	-		
1.13		56 条	水源		②	2026/6/9		
1.14		57 条	電源		②	2026/6/9		
1.15		58 条	計装		①	-		
1.16		59 条	原子炉制御室		①⇒②	2026/8/18		
1.17		60 条	監視測定		①	-		
1.18		61 条	緊急時対策所		①	-		
1.19		62 条	通信連絡		①	-		
2			大規模損壊		①	-		
共通	地質(第38条)				③⇒④	2025/10/31	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)				②	2026/7/24	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)				②	2026/6/9	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)				①⇒④	2026/7/9	●令和8年7月9日の審査会合において、事業者から説明がなされた。現時点において論点はない。	
備 考					●令和7年6月26日の審査会合において、フル MOX に係る知見について、過去の設置許可審査時から時間が経過していることから、その後、蓄積された知見を踏まえても、過去に許可を受けた安全設計手法及び安全評価手法の適用性に影響がないと判断した考え方を整理して説明するよう求めた。これに対して、令和7年11月27日の審査会合において、事業者から、過去の設置許可後に蓄積された知見を踏まえた、過去に許可を受けた手法の適用性について説明がなされた。これに対し、蓄積された知見を炉心パラメータに着目して再整理し、過去に許可を受けた手法の適用性に影響がないことを改めて説明するよう求めた。これに対して、令和8年7月9日の審査会合において、事業者から、再整理した結果を踏まえ、過去に許可を受けた手法の適用性に影響がないことについて改めて説明がなされた。現時点において論点はない。 ●令和8年4月28日の審査会合において、事業者から、令和7年6月26日の審査会合における指摘事項への回答として原子炉施設を初めて運転すること起因する課題はない旨を説明することに合わせ、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性及び他電力の協力を得る方針等の運転経験を補完する取組について説明がなされた。これに対し、他電力の協力を得る方針について、成立する見込みがあるか、具体的な根拠を示して説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。			

※①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

中国電力(株)島根原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和8年10月6日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2025/9/5	●令和8年8月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。 ●令和8年3月27日の審査会合において、事業者から、令和8年1月14日に刊行された文献(日本の活断層総覧)に示された推定活断層に係る地質調査計画の概要について説明がなされた。これに対し、調査結果を整理した上で、既往の評価結果への影響の有無について、今後、説明するよう求めた。 ●令和8年6月12日の審査会合において、事業者から、日本の活断層総覧が示す推定活断層について、追加の地質調査等を踏まえて総合的に評価した結果、同推定活断層に対応する断層は認められないと評価したとの説明がなされた。これに対し、追加の地質調査等の結果、同推定活断層に対応する位置において「震源として考慮する活断層」の存在を示唆させる証拠は認められないことについては理解した。令和8年7月16日の現地調査において、日本の活断層総覧が示す推定活断層について、事業者が行った追加の地質調査の露頭を確認し、同年6月12日の審査会合で説明された内容と相違がないことを確認できたことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、おおむね審査済みとした。 ●令和8年8月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。
	敷地周辺の地質・地質構造	③⇒④	2026/6/12	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2025/10/31	●令和8年8月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。
	震源を特定して策定する地震動	④	2025/10/31	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2025/10/31	
	基準地震動	④	2025/10/31	
	年超過確率	④	2025/10/31	
	地盤・斜面の安定性	④	2026/5/29	
	耐震設計方針	④	2025/11/27	
津波(第5条)	地震による津波	④	2025/6/13	●令和8年8月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。
	地震以外による津波	④	2025/6/13	
	基準津波	④	2025/6/13	
	年超過確率・砂移動	④	2025/6/13	
	耐津波設計方針	④	2025/11/27	
竜巻(第6条)		④	2025/10/16	●令和8年8月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。
火山事象 (第6条)	火山事象	④	2025/7/18	
	火山事象に対する設計方針	④	2025/8/7	
外部火災(第6条)		④	2025/12/16	
その他自然現象と人為事象(第6条)		④	2025/12/16	
不法な侵入(第7条)		④	2025/8/7	
内部火災(第8条)		④	2025/10/16	
内部溢水(第9条)		④	2025/12/16	
誤操作の防止(第10条)		④	2025/12/16	
安全避難通路(第11条)		④	2025/12/16	
安全施設(第12条)		④	2025/12/16	
全交流電源喪失(第14条)		④	2025/12/16	
SFP(第16条、23条)		④	2025/12/16	
RCPB(第17条)		④	2025/8/7	
安全保護回路(第24条)		④	2025/8/28	
原子炉制御室(第26条)		④	2026/1/29	
監視設備(第31条)		④	2025/11/11	
保安電源(第33条)		④	2025/12/16	
緊急時対策所(第34条)		④	2026/1/29	
通信連絡設備(第35条)		④	2026/1/29	
炉心等(第15条)等		④	2026/1/29	

設計基準対象施設関係

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価（３７条）	PRA	Lv １		③⇒④	2026/9/10	●令和６年１２月５日、令和７年２月６日及び令和７年４月３日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、地震・津波側のハザードの審査状況を踏まえた影響の有無について改めて説明するよう求めた。これに対して、令和８年９月１０日の審査会合において、事業者から、ハザード側の審査状況を踏まえた反映事項等について説明がなされた。現時点において論点はない。	
		Lv １. 5		③⇒④			
		停止時		③⇒④			
		地震		③⇒④			
		津波		③⇒④			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		③⇒④			
	解析コード		④	2026/1/29			
	限界温度、限界圧力		④	2025/11/11			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失		④	2026/1/29		
		高圧注水・減圧機能喪失		④			
		全交流動力電源喪失		④	2025/8/7		
		崩壊熱除去機能喪失		④			
		原子炉停止機能喪失		④	2026/1/29		
		LOCA 時注水機能喪失		④			
		格納容器バイパス (ISLOCA)		④			
	CV	過圧破損		④	2025/8/28		
		DCH		④	2025/10/16		
		FCI		④			
		MCCI		④			
		水素燃焼		④	2025/8/28		
	SFP	想定事故1		④	2025/11/11		
		想定事故2		④			
	停止時	崩壊熱除去機能喪失		④			
		全交流動力電源喪失		④			
		原子炉冷却材の流出		④			
		反応度誤投入		④			
	設備・技術的能力	1.0	43 条	共通	③⇒④	2026/9/10	●令和７年１２月１６日の審査会合において、事業者から、可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートについて説明がなされた。これに対し、地盤・斜面の安定性の審査状況を踏まえた影響の有無について改めて説明するよう求めた。これに対して、令和８年９月１０日の審査会合において、事業者から、ハザード側の審査状況を踏まえた反映事項等について説明がなされた。現時点において論点はない。
		1.1	44 条	ATWS	④	2025/6/17	
		1.2	45 条	高圧時冷却	④	2025/8/7	
		1.3	46 条	減圧	④	2025/10/16	
		1.4	47 条	低圧時冷却	④	2025/11/11	
		1.5	48 条	最終ヒートシンク	④	2025/8/7	
		1.6	49 条	CV 冷却	④	2025/10/16	
		1.7	50 条	CV 過圧破損防止	④	2025/10/16	
		1.8	51 条	CV 下部注水	④	2025/10/16	
		1.9	52 条	CV 水素対策	④	2025/10/16	
		1.10	53 条	RB 水素対策	④	2025/10/16	
1.11		54 条	SFP	④	2025/11/11		
1.12		55 条	建屋外 RI 抑制	④	2026/2/12		
1.13		56 条	水源	④	2026/1/29		
1.14		57 条	電源	④	2026/1/29		
1.15		58 条	計装	④	2026/1/29		
1.16		59 条	原子炉制御室	④	2026/1/29		
1.17		60 条	監視測定	④	2025/11/11		
1.18		61 条	緊急時対策所	④	2026/1/29		
1.19		62 条	通信連絡	④	2026/1/29		
2			大規模損壊	④	2026/2/12		
共通	地質（第38条）			④	2025/9/5	●地質（第3、4条） 敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動（第38、39条）			④	2026/5/29	●地震動（第3、4条）を参照。	
	津波（第40条）			④	2025/11/27	●津波（第5条）を参照。	
	火災（第41条）			④	2026/1/29		
備 考				●令和８年７月 29 日及び 9 月 11 日に事業者から提出された設置変更許可申請書の補正について、これまで審査会合等で審査した事項が反映されているか確認するとともに、審査結果を取りまとめ中。			

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表
(特定重大事故等対処施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 3 号炉	・ ・ ・ 17
---------------------	----------

北海道電力(株) 泊発電所3号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和8年10月6日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
特定重大事故等 対処施設	地質 (第38、39条)		敷地の地質・地質構造	②⇒③	2026/10/2	●令和 8 年 2 月 27 日の審査会合において、事業者から、特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について説明がなされた。これに対し、特定重大事故等対処施設設置位置付近の断層の活動性評価について、施設設置位置付近の断層の分布を整理した上で、活動性評価を行うよう求めた。 ●令和 8 年 7 月 31 日の審査会合において、事業者から、特定重大事故等対処施設設置位置付近の断層を認定するに当たり、当該断層が新たに活動性評価の対象となる断層であるか否かを評価する方針に見直した旨の説明がなされた。これに対し、断層を認定するに当たって、ボーリングコア観察による抽出が適切に行われているか確認できないことから、断層の認定に用いたボーリングデータを基に抽出プロセス及びその根拠などを整理した上で、改めて説明することを求めた。 ●令和 8 年 10 月 2 日の審査会合において、事業者から、特定重大事故等対処施設設置位置付近の断層を認定するに当たり、ボーリングコア観察による抽出プロセスを一部見直した上で改めて説明がなされた。これに対し、ボーリングコア観察による抽出結果の妥当性について現地調査での説明対応を求めた。今後、現地調査を実施し、特定重大事故等対処施設設置位置付近の断層認定の妥当性等を確認していく。
	地震動 (第38、39条)		地盤・斜面の安定性	①	-	
			耐震設計方針	④	2025/12/18	
	津波(第40条)		耐津波設計方針	④	2025/12/18	
	火災 (第41条)			④	2026/2/26	
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)			④	2025/11/20	
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		④	2026/2/26	
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	④	2025/11/20	
			炉内熔融炉心の冷却機能	④	2025/11/20	
			CV 内熔融炉心の冷却機能	④	2025/11/20	
			CV の冷却・減圧・放射性物質低減機能	④	2025/11/20	
			CV の過圧破損防止機能	④	2026/3/31	
			水素爆発による CV 破損防止機能	④	2025/12/18	
			サポート機能(電源設備)	④	2025/11/20	
			サポート機能(計装設備)	④	2025/11/20	
			サポート機能(通信連絡設備)	④	2025/11/20	
			緊急時制御室	④	2025/12/18	
		使命期間(第3号)		④	2026/1/22	
		CV 破損防止対策の有効性の確認(主に第2号)		④	2026/1/22	
	技術的能力	1.0	共通	④	2026/1/22	
2.2		準備操作	④	2026/1/22		
		原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧	④	2026/1/22		
		炉内熔融炉心の冷却	④	2026/1/22		
		CV 内熔融炉心の冷却	④	2026/1/22		
		CV の冷却・減圧・放射性物質低減	④	2026/1/22		
		CV の過圧破損防止	④	2026/1/22		
		水素爆発による CV 破損防止	④	2026/1/22		
		サポート(電源)	④	2026/1/22		
		サポート(計装)	④	2026/1/22		
		サポート(通信連絡)	④	2026/1/22		
		緊急時制御室	④	2026/1/22		

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④おおむね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。